

## IV eラーニング研修の実施について

### 1 eラーニング研修とは

インターネットを通じて配信された研修教材を、コンピュータを利用して学習する研修です。受講者が自己の都合に合わせて教材を視聴しながら学習するオンデマンド型の研修なので、指定された期間内であれば、反復して学習することができます。

受講には、ユーザIDとパスワードが必要です。アンケートに回答し、提出し終えた時点で受講完了となります。

### 2 eラーニング研修を実施する研修・講座一覧

- ・研修・講座名と対応するeラーニング研修教材名を一覧にしてあります。教材の学習期間を確認し、必ず指定の期間内に学習してください。
- ・対象者及びセンターでの研修期日等は、本案内「Ⅲ 研修・講座一覧」(p.7以降)で確認してください。
- ・「著作権レベル」欄の記号(A, AB)は、各教材の著作権レベルを示しています(p.66参照)。

#### (1) 研修の一部または事前学習もしくは事後学習として受講する

研修番号	研修・講座名	eラーニング研修教材名		学習時間の目安(分)	学習期間	著作権レベル
3	高等学校初任者研修(注1)	国語	高等学校国語の授業構想の工夫	35	6/5~7/12	A
14	高等学校5年経験者研修(注1)	地理歴史	高等学校地理歴史・公民の授業構想の工夫	34		A
21	高等学校10年経験者研修(注1)	公民	高等学校公民の授業構想の工夫	40・40		A
		数学	高等学校数学の授業構想の工夫1・2(注2)			A
		理科	高等学校理科の授業構想の工夫	42		A
		英語	高等学校英語の授業構想の工夫	60		A
7	県立学校新規採用実習教員・寄宿舎指導員研修	人権教育について(基礎編)		26	5/13~6/14	A
12	小学校5年経験者研修	学級経営・学年経営について		35	5/27~6/28	A
13	中学校5年経験者研修	道徳教育について		31		A
		人権教育について(基礎編)		26	7/8~8/8	A
		いじめ・不登校について		34		A
		外国人児童生徒教育の現状と課題		22	9/20~10/31	A
14	高等学校5年経験者研修	効果を上げる授業研究の在り方		未定	7/19~8/30	A
		人権教育について(基礎編)		26		A
15	特別支援学校5年経験者研修	国際生活機能分類(ICF)の理解		40	5/10~7/12	A
		人権教育について(基礎編)		26	8/1~9/13	A
18	幼稚園10年経験者研修	10年経験者研修を受講するに当たって		未定	6/3~7/5	A
		特定課題研究の進め方とまとめ方(注3)		36		A
		人権教育について(基礎編)		26	8/26~1/10	A
		発達障害の理解①~基礎的な理解と具体的な支援~		34		AB
		ESD(持続発展教育)について		57		AB
19	小学校10年経験者研修	10年経験者研修を受講するに当たって		未定	6/3~7/5	A
20	中学校10年経験者研修	特定課題研究の進め方とまとめ方(注3)		未定		A
21	高等学校10年経験者研修(注4)	人権教育について(基礎編)		26	8/26~1/10	A
22	特別支援学校10年経験者研修(注4)	情報モラル		26		AB
23	養護教諭10年経験者研修(注4)	ESD(持続発展教育)について		57		AB
24	栄養教諭10年経験者研修(注4)					
27	特別支援学級担当教員初心者研修	愛知の特別支援教育		76	5/9~6/6	A
		特別支援学級における指導の実際		29		A
29	高等学校実習教員研修	理科観察・実験の指導の基礎		38	6/4~8/30	AB
31	中学校進路指導主事研修	進路指導伝達講習2019(中学校編)		未定	5/27~6/28	A
32	県立学校進路指導主事研修	進路指導伝達講習2019(県立学校編)		未定	5/13~6/10	A

研修番号	研修・講座名	eラーニング研修教材名	学習時間の目安(分)	学習期間	著作権レベル
33	小中学校新任教務主任研修	人権教育について(リーダー編)	26	5/27～9/30	A
		子どもの安全と安心を守る	35		AB
		教育法規入門(基礎編)	未定		
34	県立学校新任教務主任研修	人権教育について(リーダー編)	26	5/27～9/30	A
		教育法規入門(基礎編)	未定		
38	小中学校新任教頭研修	人権教育について(リーダー編)	26	7/26～9/27	A
		子どもの安全と安心を守る	35		AB
39	小中学校新任校長研修	人権教育について(リーダー編)	26	7/26～10/18	A
		子どもの安全と安心を守る	35		AB
		学校組織マネジメント概論	61		A
47	外国人児童生徒教育講座	外国人児童生徒教育の現状と課題	22	5/8～5/31	A
49	学級づくりに生かす教育相談講座	事例研究の意義と進め方	30	5/29～7/23	A
50	多職種連携を意識した組織で行う教育相談講座	事例研究の意義と進め方	30	5/13～7/16	A
51	小学校外国語活動及び外国語科講座(注5)	小学校英語の基礎	35	5/20～6/13	AB
52	情報モラル指導者養成講座	(受講前学習)情報モラル	26	5/11～6/29	AB
		(受講後学習)効果的なワークショップの方法	63	6/15～8/31	AB
76	いじめ・不登校などの諸問題に対応する教育相談講座	事例研究の意義と進め方	30	7/1～8/23	A

(注1) 専門教科が国語、地理歴史・公民、数学、理科または英語の場合のみ対象

(注2) 高等学校初任者研修対象者は「高等学校数学の授業構想の工夫1」を受講し、高等学校5年経験者研修及び高等学校10年経験者研修対象者は「高等学校数学の授業構想の工夫2」を受講

(注3) 指定された学習期間内に学習を完了した後、8/20～1/10の期間に再視聴が可能

(注4) 受講時期の弾力化対象者については、「平成31年度10年経験者研修の手引<受講時期の弾力化対象者用>」を御覧ください。

(注5) 指定された学習期間内に学習を完了した後、6/17～2/28の期間に再視聴が可能

## (2) eラーニングのみの講座を受講する(eラーニング単独講座)

eラーニング研修により実施し、センターでの集合研修は行いません。

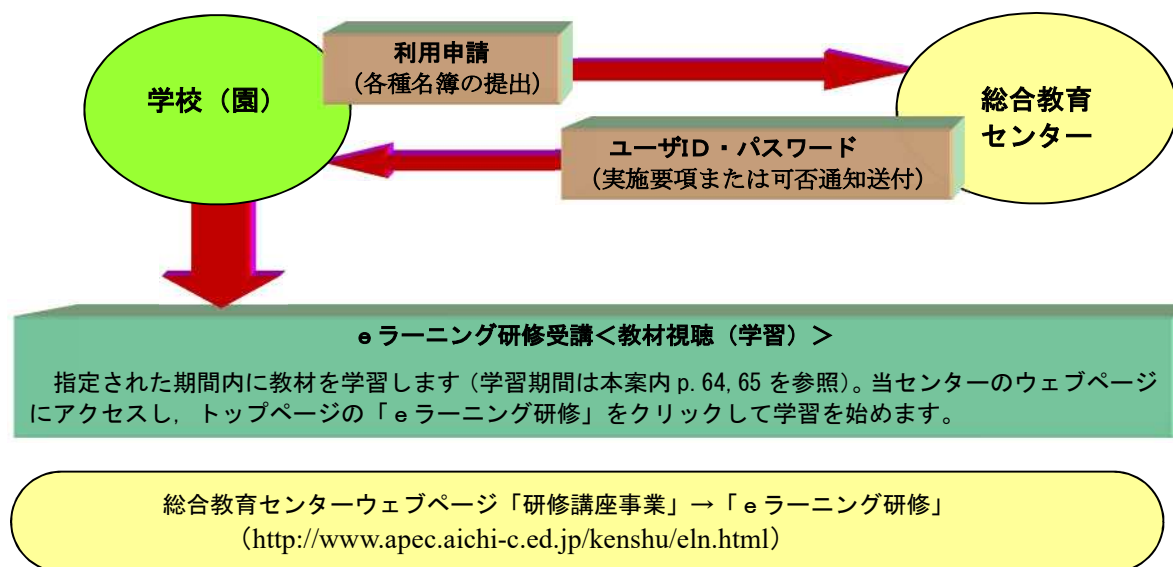
研修番号	研修・講座名	コース	eラーニング研修教材名	学習時間の目安(分)	学習期間	著作権レベル
78	職場のメンタルヘルス講座 eL	A	職場のメンタルヘルス～アルコール依存症を知らず～	30	7/1～2/28 随時申し込みができます 申し込み期限 2/7(金)まで	AB
		B	学校現場の職場ストレスとその対処法	35		AB
79	理科観察・実験指導基礎講座 eL		理科観察・実験の指導の基礎	38		AB
80	ESD(持続発展教育)推進講座 eL		ESD(持続発展教育)について	57		AB
81	小学校英語の基礎講座 eL		小学校英語の基礎	35		AB
82	コンピュータ基礎講座 eL	A	表計算の基礎	32		AB
		B	プレゼンテーションの基礎	32		AB
		C	ワープロの基礎	38		AB
		D	情報モラル	26		AB
83	学校安全推進講座 eL		子どもの安全と安心を守る	35		AB
84	発達障害の理解と支援講座 eL	A	発達障害の理解①～基礎的な理解と具体的な支援～	34		AB
		B	発達障害の理解②～発達障害と他の精神的問題とを見分けるために～	24		AB
		C	行動への支援①～行動をどのようにとらえるか～	31		AB
		D	行動への支援②～支援方法を考えるときに重要なこと～	43		AB
		E	感情マネジメント～自分の感情と上手につき合うための方法～	46	AB	
		F	学習に困難のある児童生徒の理解と支援①～学習に困難のある児童生徒の理解とアセスメント～	45	AB	
		G	学習に困難のある児童生徒の理解と支援②～学習障害(LD)の理解と支援～	45	AB	
85	効果的なワークショップの方法講座 eL		効果的なワークショップの方法	63	AB	

### 3 利用申請とユーザID及びパスワードの発行

- (1) 該当の研修・講座の名簿（様式1, 2, 3, 5及び6）が、利用申請書を兼ねています。名簿に必要事項（職員番号等）を記入の上、申し込み手続きを行ってください。
- (2) eラーニング単独講座については、専門研修（自由応募制）希望者名簿の提出によって申し込み手続きをしてください。なお、平成32（2020）年2月7日（金）まで、随時、受け付けます。
- (3) ユーザID及びパスワードについては、該当の研修・講座の実施要項（専門研修の場合は可否通知）を送付する際にお知らせします。なお、eラーニング単独講座については、申し込み手続きが完了し次第、受講可能となるため、可否通知は送付せず、別途お知らせします。

### 4 受講開始までの流れ（一般の研修受講の場合）

利用申請から受講開始までの流れは、次のとおりです。



### 5 著作権レベルと教材の二次利用

eラーニング研修教材には、次のような著作権レベルを設定しています。

- ・レベルA：利用者による一般的な研修受講を想定した利用行為
- ・レベルB：学校等の研修支援を想定した教材の二次利用行為

なお、著作権レベルA B（A, B両方の利用行為を想定するもの）の教材については、一定の要件（「eラーニングシステム利用要項」（p.67 参照）を満たせば、校内研修等において利用が可能です。希望する場合は、校内研修等を実施する年度の1月末までに（ただし、実施する期日の2週間前までに）「eラーニング研修教材にかかる学校等利用申請書」（p.85 様式E1）を提出してください。各教材の著作権レベルは、「2 eラーニング研修を実施する研修・講座一覧」（p.64, 65）に示してあります。

### 6 不具合が生じた場合の対応

研修受講の段階で、重大な不具合が発生し学習が困難な場合には、下記により電子メールで御連絡ください。不具合の内容を検討し、折り返し総合教育センター担当者から対応方法について連絡します。

アドレス：elnhelp@aichi-c.ed.jp（全て半角英小文字です。）

件名：「不具合の連絡（〇〇立〇〇学校、園）」

本文欄：次の点について記載してください。

- ①学校（園）名と連絡者の職・氏名
- ②連絡先メールアドレス
- ③学校（園）電話番号
- ④受講するeラーニング研修の研修・講座名及び教材名、受講者名
- ⑤接続パソコンのOS及びブラウザのバージョン（例：Windows 7, IE11 [Internet Explorer 11]）
- ⑥不具合の内容・状況

※「操作マニュアル」及び「トラブルシューティング」を読んで参考にしたところを記載し、その上で、解決していない内容を具体的に記述してください。

なお、緊急の場合は、管理職に相談の上、研修部企画研修室（0561-38-9506）へ電話してください。

## eラーニングシステム利用要項

## (目的)

第1条 この要項は、eラーニング運用管理規程第3条第2項に基づき、eラーニングシステム（以下、「システム」という。）の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

## (利用目的)

第2条 システムが提供するサービスは、県内の公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（名古屋市立を除く。以下、「学校等」という。）の教職員（事務職員を含む。）並びにその他、管理責任者が認めた者の研修利用を目的とする。

## (利用申請)

第3条 所属長は、年度ごとに所属内でシステムを利用してeラーニング研修を受講する者（以下、「利用者」という。）を取りまとめ、当該研修・講座にかかる所定の申し込み手続きを行うことで、システムの利用を申請しなければならない。

2 研修を目的として、学校等、教育事務所及び市町村教育委員会がシステムの利用を希望する場合は、所属長を代表者としてeラーニング研修教材にかかる学校等利用申請書（様式E1）を管理責任者に提出し承認を得なければならない。

## (ユーザID及びパスワードの管理)

第4条 発行されたユーザID及びパスワードは、利用者の責任において管理することとし、第三者に譲渡し、または利用させてはならない。

2 発行されたパスワードは、利用者の責任において適宜変更するものとする。

## (利用者の責任)

第5条 利用者が、前条に反し、または当該ユーザIDを使用し、生じた責任は、利用者に戻すものとする。

## (パスワードの紛失)

第6条 所属長は、所属内の利用者がパスワードを紛失したときは、パスワード再発行申請書（様式E2）を管理責任者に提出しなければならない。

## (利用時間)

第7条 システムの利用時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、管理責任者が必要と認めた場合は、利用時間を変更できるものとする。

## (利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令、条例、規則、その他の規程及び公序良俗に反する利用をしないこと
- (2) システムの趣旨に反する利用をしないこと
- (3) 第三者を誹謗または中傷しないこと
- (4) 営利を目的とした利用をしないこと
- (5) システムの運用に支障を来す利用をしないこと

## 附則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

## 附則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

## 附則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

